

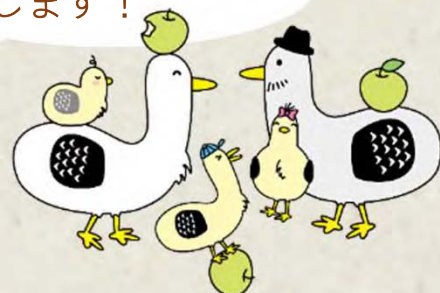
対象要件を
拡大しました！

最大100万円支給

松戸市親元近居・同居住宅取得補助金

親元での新しい暮らしを松戸市が応援します！

市内に住む親世帯と近居又は同居するために、
市内に住宅を取得する際の費用の一部を、
予算の範囲内において補助します。



対象世帯

- ・中学生以下の子どもがいる子育て世帯
- ・夫婦ともに42歳以下の**若者夫婦世帯** **新**



補助金額

近居なら
(2Km以内) **50万円**

同居なら **75万円**



市外から転入
25万円
加算



手続きの流れ

契約前に
提出を！

事前
相談書提出

住宅
取得契約

住宅取得後
1年以内に！

新居
入居

オンライン申請から
交付申請

補助金取得

さらに住宅金融支援機構の【フラット35】の借入金利から、当初5年間年0.5%引き下げて借りることができます。また、【フラット35】子育てプラス(※)を併用することで更なる金利引き下げが可能です。(最大年▲1.0%まで) ※適用には条件があります。



問い合わせ先

松戸市 街づくり部 住宅政策課(新館8階)

☎047-366-7366(直通)

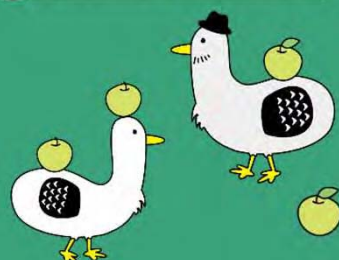
✉mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp

▶詳細は
ホームページを
ご覧ください。



▶▶▶ 詳しくは

松戸市 **住宅取得補助金**



松戸市では、子育て世代や若年世代に選ばれる魅力的なまちづくりを進めるために、親元に住まいを取得する世帯を支援します。親が育児や子育てのサポートをし、子が介護や見守りをするなど、お互いの不安や負担を軽減し、安心して過ごせる環境作りを支援します。

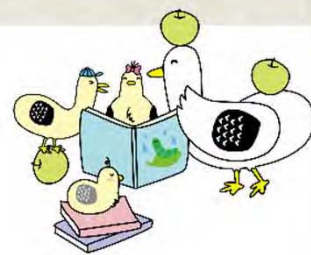
■住宅の取得に係る契約は、事前相談書類の提出後に行ってください■



主な要件

●…対象者要件 ★…住宅要件

- 次のいずれかに該当する世帯
 - ・中学生以下の子どもがいる子育て世帯であること。(出産予定を含む)
 - ・ともに42歳以下の若者夫婦世帯
- 親世帯が市内に1年以上継続して居住していること。
- 補助対象世帯及び親世帯が、市税を滞納していないこと。
- 補助対象世帯が、近居または同居を10年以上継続すること。
- ★自己で居住するために親族以外から取得する戸建て住宅またはマンションであること。
- ★近居の場合は、親世帯と直線で2km以内の住宅であること。
- ★建築基準法その他関係法令を満たし、新耐震基準に適合した建物であること。
- ★住戸面積が次の基準を満たすこと。
(戸建て住宅については延べ床面積を、分譲マンション等については専有面積を表す。)



住宅の種類		近居	同居
戸建て住宅		95㎡以上	120㎡以上
	ひとり親家庭の場合に限る。	75㎡以上	95㎡以上
分譲マンション等		65㎡以上	90㎡以上
	ひとり親家庭の場合に限る。	55㎡以上	65㎡以上

マンション
面積要件拡大
しました！

- ※同居の場合は、子世帯の持分が1/2以上 かつ 親世帯と屋内で行き来ができること。
- ※本補助金は国費を活用しているため、他の補助金と併用ができない場合があります。
(子育てグリーン住宅支援、子育てエコホーム支援等)



申請方法

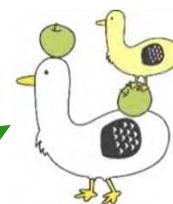
- 事前相談書に必要書類を添えて住宅政策課へ直接提出してください。(郵送不可)
- 申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。



事前相談で必要な書類

- 松戸市親元近居・同居住宅取得補助金事前相談書(第1号様式)
- 同意書(第2号様式)
- アンケート
- 【現在松戸市外にお住まいの方】申請者世帯全員の住民票 ※発行日から3か月以内のもの
- 申請者世帯の戸籍全部事項証明書 ※発行日から3か月以内のもの
- 親元に近居または同居をする住宅の位置図(2住宅間の距離がわかるもの)
- 住宅の平面図及び住宅の延べ床面積 または 専有面積が確認できるもの
- 工程表(建物竣工予定日がわかるもの)
- 住宅取得に係る見積書の写し(資金計画書も可)
- 【出産予定の方】母子健康手帳または妊娠証明書
- その他市長が必要と認める書類

詳細は市ホームページ
を必ずご確認ください



【フラット35】申請書類

- 【フラット35】地域連携型利用申請書

※上記書類は【フラット35】地域連携型の利用検討者のみ提出してください。